

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度 第 8 回枚方市産業振興対策審議会
開 催 日 時	令和 6 年(2024 年)12 月 3 日（火） 午後 3 時 00 分から 午後 5 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 4 委員会室
出 席 者	若井委員（委員長）、谷本委員（副委員長）、久委員、永濱委員、 安田委員、橘内委員、上山委員、中口委員、安村委員
欠 席 者	杉元委員
案 件 名	（１）ふるさと納税を活用した商品開発等の支援に向けて （２）市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和について （３）その他
提出された資料等の 名 称	資料 3 2 第 7 回枚方市産業振興対策審議会の論点整理（案件（１）関係） 資料 3 3 ふるさと納税を活用した商品開発等の支援に向けて 資料 3 4 第 7 回枚方市産業振興対策審議会の論点整理（案件（２）関係） 資料 3 5 市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和に関する状況報告書 資料 3 6 市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和について 資料 3 7 今後のスケジュール
決 定 事 項	・意見を踏まえ、ふるさと納税を活用した商品開発等の支援について検討を進める。 ・意見を踏まえ、市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和について検討を進める。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 名
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	観光にぎわい部 商工振興課

審議内容

【若井委員長】

それでは、時間になりましたので、第8回枚方市産業振興対策審議会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。まず初めに、委員の出席状況及び本日の進め方などについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本日は委員10名中9名の委員にご出席をいただいております。枚方市産業振興対策審議会規則第5条第2項により、本審議会が成立することを報告させていただきます。なお、杉元委員におかれましては、所用のため、欠席される旨の連絡を受けております。また、本日の会議録作成にあたりまして、会議内容を録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料は、次第、資料32 第7回枚方市産業振興対策審議会の論点整理（案件（1）関係）、資料33 ふるさと納税を活用した商品開発等の支援に向けて、資料34 第7回枚方市産業振興対策審議会の論点整理（案件（2）関係）、資料35 市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和に関する状況報告書（案）、資料36 市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和について、資料37 今後のスケジュール、枚方市産業振興対策審議会委員名簿でございます。資料の不足等はないでしょうか。

〈過不足なし〉

【事務局】

それでは次に、「会議の公開・非公開」及び「会議録の公表、非公表」についてですが、第1回審議会で決定しました通り、審議会を公開といたしまして、会議録につきましては、全文筆記または全文筆記に近い、要約筆記にて、会議終了後 おおむね2月以内に作成・公開することについて、引き続き継続して実施していきたいと考えています。また、今年度中に答申をいただく必要があるため、これまでご審議いただいている「ふるさと納税を活用した商品開発支援及び工場立地法にかかる案件」につきましては、本日の審査会で一定ご意見をまとめていただければと考えております。次回の2月の審議会では、答申に向けての最後の審査会となり、個別の案件については今回が最後の審査会となりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

【若井委員長】

では、ご説明いただいたとおり進めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

【若井委員長】

ありがとうございます。それでは、会議の公開ということも決定しましたが、会議の公開は、傍聴者希望者に、会議の傍聴を認めることにより行うものです。本審議会の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

【事務局】

本日の傍聴希望者はおられません。

【若井委員長】

それでは、案件（１）「ふるさと納税を活用した商品開発等の支援について」を議題とします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料 32 をご覧ください。第 7 回枚方市産業振興対策審議会の論定整理としてまとめたものでございます。前回の審議会では、本市のさらなる経済活性化に向けた取り組みとして、ふるさと納税を活用して魅力ある商品開発支援を行うことについて、ご議論いただきました。本資料では、委員の皆様から出た質問や意見をまとめ、集約の方向性を示しております。まず、「1. ふるさと納税を活用した商品開発支援制度を構築する理由・目的は何か。」という質問がありました。事務局としては、「ふるさと納税の寄附件数は今後ますます増加するとみられ、認知されれば、寄附につながるとともに、市の返礼品であることが商品の信頼性にもつながります。商品開発支援制度を創設することは、地場産品の創出や地域産業の魅力を P R する機会となるとともに、地域産業のさらなる活性化につながるものとして、仕組みを構築していきたい」と考えています。若井委員長からは、「現在や将来のニーズを見通す商品開発は、開発にかかる先行費用の負担や市場のリスクを伴うので、こうした要因の軽減と、意欲ある事業活動の支援制度として、ふるさと納税の利活用は効果発現に有効である」と、まとめていただいております。続いて、「2. 〃ふるさと納税 3.0 のような制度を導入する場合、参加する事業者にとって、メリットとデメリット（リスク）があることをきちんと説明する必要がある。また、参加事業者の要件や、返礼品に登録できる商品の基準を、予め示しておく必要がある。」というご意見をいただきました。ご意見のとおり、メリットデメリットや要件や登録基準について、参加事業者に対してわかりやすく説明することが重要であると整理しています。なお、本制度のメリットデメリットについては、このあと資料の中でも説明をさせていただきます。次に 2 ページです。「3. ふるさと納税を活用した商品開発支援制度により、枚方独自の魅力ある返礼品をどう生み出していくのか。①河内そうめん、菊人形、造り酒屋、綿産業、東海道五十七次など、歴史や文化に根差した商品や事業の復活、②商業・福祉などサービス分野との連携、③若い就農者の農業への参入、④友好都市との交流による特産品の創出、⑤ B to B の事業者は B to C の商品開発が難しい」といったような様々なご意見をいただきました。事務局としましては、「幅広く地域産業の活性化につながるよう、枚方ならではの地場産品の創出や磨き上げ、新商品開発に活用できる制度としていきたいと考えています。魅力ある地場産品の創出には、新商品や新事業の提案も必要になると思いますし、P R だけでなく様々な伴走支援が求められるため、委員の皆様のような関係団体の積極的なご協力をお願いしたい」と考えています。また、委員長からは、「商品開発には、地域の気候・風土、歴史や伝統文化に基づくものと、次の時代や世代に向けたものがあり、いずれも特色や独自の商品が望ましい。旧来の発想にとらわれない見方や考え方が求められる。」とご意見をいただいております。最後に、「4. ふるさと納税とは別に、市民が市内事業者を応援する仕組みをあわせて検討していくことも必要ではないか。」とのご意見をいただきました。これに対して、事務局としましては、「本制度は、ふるさと納税を活用して寄附金を集め、補助金の原資とするものであり、対象が市民以外となるところがあ

ります。枚方市民に対しては、返礼品を送付できないことから寄附の呼びかけが難しい面がありますが、創られた地場産品を広く市民に周知することで、地元への愛着から市民自身が商品を購入し、地域の産品を支えていくものとするための仕掛けづくりも検討していく必要がある」と思っています。若井委員長からは、「枚方市民も市内事業者を支援・応援する、ふるさと愛として捉え、その仕組みづくりを検討する必要がある。」とまとめていただいております。論点整理は以上でございます。

続きまして、資料 33「ふるさと納税を活用した商品開発等の支援に向けて」を説明させていただきます。

今回の資料では、前回ご紹介した井ふるさと納税 3.0 について、メリットやデメリットを整理したうえで、本市の商品開発支援制度の方向性などをお示しするものです。

2 ページをご覧ください。本市のさらなる経済活性化のための方向性をご説明します。本市産業の特色としては、商業、工業、農業、観光業の様々な産業が充実しているのが特色といえます。そして来年の万博以降を見据えると、様々な産業が従来の枠組みを超えて連携し、その相乗効果や波及効果で地域経済の活性化につなげる取り組みを進めていく必要があります。

次に 3 ページをご覧ください。市内の経済状況をみると、依然として厳しい状況であり、商品開発をしたいが資金やアイデアなどの課題から中々難しいとの声があります。今回、利用者の増加が見込まれるふるさと納税制度に着目し、寄附者の寄附を原資に事業者を支援する制度を構築することで、地域経済のさらなる活性化につなげていくものです。

次に 4 ページをご覧ください。ふるさと納税の制度を改めてご説明します。ふるさと納税は、自分のふるさとや寄附したい自治体に寄附ができる制度です。寄附することで、住んでいる自治体では住民税の控除が受けられ、一方で、寄附先の自治体からは名産品などの返礼品を受け取ることができます。そのため、魅力的な返礼品を生み出す自治体には寄附がどんどん集まる状況が全国で起きています。

次に 5 ページをご覧ください。本市のふるさと納税の寄附実績です。令和 5 年度の寄附額は 2 億 2,500 万円で前年度と比べると増加傾向にあります。前回ご紹介した泉佐野市が約 175 億円ですので、本市は泉佐野市の 77 分の 1 の実績です。2 億 2,500 万円のうち、腸内フローラ検査サービスとナノエマルジョン乳液の二品が寄附総額の約 5 割を占めています。

次に 6 ページをご覧ください。改めて、本審議会では検討中の井ふるさと納税 3.0 という制度をご説明します。この制度は、クラウドファンディングとふるさと納税を組み合わせた手法です。流れをご説明します。数字が上から 1 から 4 まで並んでいる項目をご覧ください。

1、新商品を開発したい事業者は、寄附者にプロジェクトを提示し、クラウドファンディングを実施して寄附を集めます。2、クラウドファンディングの目標額を達成すれば、市が事業者へ寄附金の一部を補助金として支給します。なお、目標に達成しない場合は不足分を事業者自身で負担していただくこととなります。3、事業者は補助金を活用して設備投資等のプロジェクトを行い、新商品を開発します。4、開発された新商品を寄附者は返礼品として受け取ります。以上の流れとなります。

次に 7 ページをご覧ください。7 ページから 9 ページまでは井ふるさと納税 3.0 のメリットとデメリット・リスクを掘り下げて整理したものです。まずメリットについて、一つ目、資金不足で商品開発が難しい事業者は、クラウドファンディングに成功すれば、事業を実施できます。二つ目、魅力的な商品を創るポテンシャルがあるが情報発信などにまだまだ課題

のある事業者をこの制度を通じて発信していくことができます。この商品開発支援制度のターゲットとなる事業者でもあります。三つ目、集めた寄附金額から新商品への需要が把握できます。四つ目、一般的なクラウドファンディングと比べ、寄附者は税控除されるため、寄附が集まりやすいです。五つ目、新規プロジェクトを応援することで地域産業の活性化につながる新しい楽しみがあります。

次に 8 ページをご覧ください。＃ふるさと納税 3.0 の鍵となるのはクラウドファンディングの実施です。クラウドファンディングに成功するためのポイントをまとめました。ふるさと納税の返礼品を登録されており、クラウドファンディングもしたことがある事業者に聞いて整理したものです。一つ目、新商品に魅力があること。いまだたくさんの方がクラウドファンディングをしているなかで、埋もれない独自性が必要です。二つ目、ストーリーやビジョンを提示できること。高い技術があるから応援したい、この企業のファンになってほしいと思われる内容を発信できるかです。三つ目、クラウドファンディングの実施を事前に周知することです。これまで培った人脈が活かされると伺いました。四つ目、SNS 等での情報発信力も必要です。この点、事業者だけでなく市としても積極的に取り組んでいきたいと考えています。また、＃ふるさと納税 3.0 に成功している他市のプロジェクトを調べたところ、肉や果物などの食品を提供するプロジェクトが比較的成功しているようです。＃ふるさと納税 3.0 を初めてする場合は、食品を返礼品にするプロジェクトにチャレンジするのも有効と考えられます。

次に 9 ページをご覧ください。デメリットやリスクを整理しました。一つめ、クラウドファンディングで寄附を集めるためにはさらなる取り組みが必要なことです。市内事業者から伺ったクラウドファンディングを成功するためのポイントをおさえつつ、情報発信やPRなどが重要となってきます。二つめ、クラウドファンディングが目標に達しない場合、不足額を事業者で負担いただくため、予め他の資金調達方法を検討する必要があります。三つめ、事業のイニシャルコストの一部は補助金で調達できる可能性がありますが、ランニングコストは事業者自身で調達いただくため、事業を始める前から採算性や継続性などをしっかり検討する必要があります。

次に 10 ページをご覧ください。メリットやデメリットをふまえ本市の商品開発支援策を整理しました。まず補助対象となる事業者ですが、つくった新商品をふるさと納税の返礼品に登録できる事業者とし、法人・個人はいずれも可能、業種の制限はなく、複数事業者の協業も可能です。補助対象経費は、機材購入費、備品・消耗品費、委託費など新商品開発に必要な経費を幅広く設定したいと考えております。例えば、外部デザイナーに商品デザインをお願いする場合の委託費や展示商談会の出展の費用なども考慮したいと考えています。人件費については、新商品開発のために発生した費用かどうかの審査が難しくなるため対象外したいと考えています。補助額については、集めた寄附額に応じて補助額が増えるルール、つまりクラウドファンディングを視野に入れた制度としたいと考えております。魅力的な商品をつくれれば補助額も増えるため、事業者のモチベーション向上にもつながるからです。なお、具体的な補助額についてですが、寄附総額のうち一部が返礼品代金などに充てられる関係上、補助額は寄附額の 4 割を想定しています。また、一つ一つの商品に魅力があってもさらなる周知が必要ですので、市と事業者が協力して効果的なPRをしていけるように取り組んでいきます。

次に 11 ページをご覧ください。最後にまとめとして、本市経済の活性化のために商品開

発支援がどのように寄与するか整理しました。資料中段の循環図をご覧ください。支援制度で事業者の商品開発を後押しし、生み出された商品を効果的にPRしていきます。それにより、売上・販路などが拡大し、新たな設備投資や雇用拡大、事業者の意欲向上につなげていくものです。好循環を生み出すためには、一定期間内でPDCAサイクルのような形で検証していき、それにより地域経済のさらなる活性化につなげていきたいと考えています。本日は、資料最初でご説明したような産業分野間の連携や商品の魅力発信、事業者への制度周知など、ぜひご議論いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

【若井委員長】

ありがとうございました。ただ今、資料32と資料33の二つの資料を説明していただきました。資料32は前回の審議会の意見のまとめであり、これを踏まえ資料33はふるさと納税を活用した商品開発の支援に向けてという説明が事務局からありました。現在、まさに年末を迎えふるさと納税のPRが色々盛んになっていますが、先ほど事務局から説明された食品関係ですと、お正月の用意にということではありますが、制度作りはまだこれからでございますので、その準備が大丈夫かどうかというところをご議論いただきたいと思います。まず今回、#ふるさと納税3.0を積極的に取り組んでいきたいということでございます。ただ、それがうまく進むためにはいくつかの利用条件が必要だということで、事務局でメリットや成功条件といったものを整理していただいております。それを受けまして、皆様からご意見をいただきたいと思います。初めに久委員からご意見いただけたらと思います。

【久委員】

制度構築に向けて取り組みを進めることは良いと思いますが、仕組みを作ったらうまくいくというわけではありません。資料33の9ページに「クラウドファンディングで寄附を集めるためには、さらなる取り組みが必要である」とありますが、具体的にはどのような取り組みをイメージされているのでしょうか。8ページの内容や9ページに記載されている「さらなる取り組み」は同じことをイメージされているのでしょうか。

【若井委員長】

8ページは事業者ヒアリングの結果です。また、久委員が仰いました「さらなる取り組み」についてはどういうことをイメージしているか、事例でもいいのですが、考えておられる内容をお答えいただけますか。

【事務局】

ふるさと納税はインターネット上で寄附を募るため、積極的な情報発信をしていきたいと考えています。例えば、ウェブ広告や検索した時にヒットしやすいよう、SEO対策などにも取り組んでいきたいと思っています。庁内連携を図りながら、プロモーション活動に力を入れていく必要があると考えています。

【若井委員長】

久委員の発言の意図は、情報発信力もさることながら、もう少し違った角度で何か考えて

おられるのかということだと思います。今後の検討課題として認識いただければと思います。

【久委員】

この制度は、案件のタイトルにあるように、ふるさと納税を活用して商品開発をするということです。ですから、従来型の情報発信とは違うと思うのです。そこをしっかり認識しておかないと、仕組みを作りましたが全然使われませんという話になりかねません。一つ具体的な話をすると、今までのふるさと納税の返礼品は、すでに形があって、それがどんなものかという評価もされているものが返礼されるわけです。今回はこれから開発をするものが返礼品となるので、質や消費者にどのようなメリットがあるのかを、感じられないわけです。

ふるさと納税の返礼品とは同じように紹介できないため、そこをもう少しきちんと詰めておく必要があります。恐らく、仕組みを作りました、魅力を発信します、というかなり抽象度の高い一般論だけでは、中々うまくいかないのではないかと思います。そのためには、形の無い、これから生まれていく物の魅力をどのように発信していくのか、伝えていくのかというところを、事業者と一緒に考えていく必要があると思いますし、そこは既存の商品をPRすることとは違うと思っています。

いわゆる民間のクラウドファンディングではそうした商品開発をやっているの、そこを参考にしながらやっていくのが、私は非常に役に立つのではないかと思います。例えば、「M a k u a k e」はかなり魅力的な商品がどんどん出てきています。「M a k u a k e」だけではありませんが、早期に寄附した人の方が安く商品買えます。そうした差別化を行う中で、たくさん寄附が集まるようなインセンティブをつけている。そうした具体の手法を考えながら、事業者と共にやっていく必要があると思います。今の回答や資料内容だとまだ抽象度が高いと思いますので、具体的な運用時にはもう少し具体的なイメージを持ちながら進めていくと、成功の確率が高まるのではないかと期待しております。

【若井委員長】

ありがとうございます。今ご指摘いただいた点は非常に重要なことで、情報発信をするにしても、受け手がイメージできるとか、期待できるとか、希望を持っているとかいうことがきちんとできていないと、情報発信をしてもただの情報発信で終わってしまいますので、その点をこれから取り組まれる事業者さんとよくよく協議していただきたいと思います。

また、今ITが当たり前になっていまして、選挙でもインターネットでPRしているように、良いところをちゃんと吸収して、これからの新商品開発に繋げていくことが大事だというご指摘だと思います。そうしたご意見を踏まえ、事務局で検討いただければと思います。

次に現場の声ということで大事にしたいと思うのですが、永濱委員いかがでしょうか。

【永濱委員】

クラウドファンディングの成功の条件やメリット、デメリット、リスクのところを見ていて、また、今のご意見もそうなのですが、通常のふるさと納税と#ふるさと納税3.0の差別化はどんなのかな、というところがあります。一方は新商品を生み出すから宣伝をする、もう一方は通常のふるさと納税だからそこはまた別、ということになるのでしょうか。

既存の商品をブラッシュアップすることにも使えるのか、全く新しいものを作ることが対象

なのかが少し分かりづらいのかなと思います。

また、ふるさと納税は特にサービス業の人は使いづらいと思うのです。地場産業なら良いので、地域、枚方市民の方に提供するというのであれば結構思いつきやすいのですが、その人たちが改めて新商品を開発するのかとなると、うまい組み合わせ方でどこまでが許容範囲かというところです。その辺がはっきりしてこない、事業者としてはどう活用しているのかが少し分かりづらいです。その辺をどのようにお考えなのかなと思います。既存のふるさと納税と#ふるさと納税3.0は全く別物ですよ、と考えるのか、路線としてはどちらも融合してやるのか、というところで手を挙げる事業者が少し考えると思うのです。

【若井委員長】

既存のふるさと納税と#ふるさと納税3.0の違いを明確にアピールできるようにすればいいかなと思います。そうすると、受け手側がかなり判別できます。そのような見せ方ができれば、それが動機になっていくのではないかというご指摘だと思います。事務局としてはどうでしょうか。

【事務局】

通常のふるさと納税と#ふるさと納税3.0の違いですが、事業者はどちらも申請できます。#ふるさと納税3.0は既存のふるさと納税の延長にあるものです。通常のふるさと納税は、事業者の商品を発信できるのが特徴ですが、#ふるさと納税3.0はそれに加え枚方産商品として新たに開発していくのが特徴と考えております。また、サービス業については仰るようになりづらいのですが、他市事例を見ますと、飲食店の利用券やホテルの宿泊券、温泉の宿泊券、観劇券、花火大会などが対象になっていることから、枚方で実施されるサービスは基本的に返礼品に登録できる扱いと考えられます。仰った点は今後整理して分かりやすくしていきたいと考えております。

【若井委員長】

ありがとうございます。事務局が仰るように、既存のふるさと納税と#ふるさと納税3.0の違いが明瞭になれば良いのかなと思います。重要なご意見ですのでまた検討しましょう。

次に安田委員、#ふるさと納税3.0の仕組みやクラウドファンディングの成功の条件メリット、デメリットについてお感じになったところを率直にご意見いただけたらと思います。

【安田委員】

基本的にこの制度は最終的に消費者目線のところがあるのかなと思って見ているのですが、単年度で完結しないといけないと言われていたことについては、例えば新技術開発の部分もありかなと思ってたりはしたのです。だから、B to Bの関係のクラウドファンディングがふるさと納税で出来るのかどうなのかはわかりませんが、そういうのでもいいのかなと思っています。また、具体的なものが今何もない中で、枚方市でもクリエイターさんと協力して色々な事業を起こそうという動きをしている中に当てはめても良いのではないかと思いました。クリエイターさんと何かセッションしましょう、という活動の中から出てきたものをこれに当てはめるのも一つの手ではないかと思いますので、企業単体だけではなくて、クリエイターさんと事業者さんを合わせてそれぞれの良いところを見つけて事業にして

も良いのかなと思います。ただ、その新しい商品に対して魅力があるから募りますよ、という話であり、まだ何もない物に対して、ということになるので、やはり単年と言われると少し難しいのではないかなと思います。また、少し気にかけているのは、開発できなかった場合はどうするのか、というところは、すごくフォローしないといけないと思っています。

【若井委員長】

姿が見えない、形が見えないところが納税者にとって不安要素になりますので、新商品の開発で不安を起こさないような形で具体的に進めていけるようにお願いしたい、ということでございます。

橘内委員いかがでしょうか。

【橘内委員】

やはりクラウドファンディングについて、もう1回ゆっくりお話しする機会を持ってもらいたいです。まだまだわかっていない部分があります。

【若井委員長】

理解が十分及んでないから、学ぶべきところは学んで、理解するところは理解してということです。橘内委員をはじめ何名かでお聞きしたいということでございますので、その点は事務局でまた別途お願いしたいと思います。

【永濱委員】

この仕組み自体が表に出ていないので意見交換は当然必要ですし、地場產品のことにしてもどこまで認められるのかをはっきりさせることが一番肝心だと思うのです。ここまでは認められる、ここまでは認められないというところです。また、一体どこまでが上限なのかも決めていかないといけないと思います。

【若井委員長】

色々未知のところがあり、曖昧な部分があるのだけでも、曖昧な部分を100%クリアできなくても、80%ぐらいは理解できるように整理してほしいというお話だと思います。ありがとうございます。

【事務局】

今回の審議会は、来年2月の答申に向けての最後の審議の場となる予定です。この間、井ふるさと納税3.0の仕組みをご説明させていただき、今年5月には委員長や副委員長と他市視察を行い、視察結果や他市での成功事例なども紹介させていただきました。それを踏まえての本日の審議会になるのですが、いま永濱委員が仰られた基準の部分については、まだ具体的な制度概要が決まったわけではなく、皆様の意見等を伺いながら、答申後となる来年度に本市で考えていくところになります。通常のふるさと納税と井ふるさと納税3.0との差別化についても、今後検討してまいります。

また、仕組みを作れば終わりではなく、安田委員からもご意見をいただいたように、実際に新商品を開発していこうと思っても、事業者が単独で作り出すことは難しい部分もあると

思います。そうした部分は、クリエイターや産業系デザイナー、芸術系大学などとも連携を図ることによって、事業者単独では思いつかないような商品が新たに生まれてくる可能性もあると思いますので、来年度に制度を構築していく中で、仕掛け作りを検討していかなければならないと考えております。

【若井委員長】

事務局が説明されましたように、大局的な見方からミクロな見方まで色々あると思うのですが、最終的な整理は事務局でお願いし、皆様が出される意見としては、やはり初めて聞く人にはとても不安な部分がありますので、その点も少し皆様に本日お伺いし、意見のまとめに入っていきたいということでございます。

上山委員いかがでしょうか。

【上山委員】

枚方の農産物でふるさと納税に参画できるような新商品を作っていく方向で審議会に参加しておりますが、先日も我々は仲間とともに研修会を行い、枚方特産として試作しているところと話を現在進めているところです。＃ふるさと納税3.0となると難しい話ではありますが、いずれにせよ、枚方の農産物で特産品を作っていきたいということで、今一生懸命努力しているところです。

【若井委員長】

ありがとうございます。非常に前向きに取り組んでいただいているということでございますので、その意味でも＃ふるさと納税3.0が応えていけるような形に最終的に着地していくことが必要というご意見かと思えます。

中口委員、メリットやデメリットが色々あるかと思うのですが、素直なご意見を頂ければありがたく思います。

【中口委員】

クラウドファンディングで寄附を募り、その寄附を使って商品を開発するというのかと思うのですが、補助金を頂くとすると企業さんや商店さんに色々荷重がかかってくるのではないかなと思います。また、今は新しい物ばかりが出てきますが、枚方市には秀でた部分がいっぱいあると思うのです。例を出すと、河内そうめんやでぐち団子など、今までずっと歴史的に続いてきた物が無くなってきたので、上山委員が仰ったように、農家が作った米粉やあんこなど、農業と商業が協力することで、それをもう一度、復活させることにつながるのではないかと考えています。

【若井委員長】

かつて枚方市にあった物が消えて、それをまた復活させて、そしてそれが地域経済、あるいは商品になっていけば、という強いご希望かと理解しております。なんとかその道が開けるようにできれば我々も考えておりますので、その折りになりましたらよろしくお願ひしたいと思います。

では、市民委員の立場として、安村委員にご意見をお願いしたいと思えます。

【安村委員】

この前気付いたのですが、枚方市には天野川があり、京都と大阪の真ん中にあり星がよく見えるのです。天野川のイベントは夏に集中しており、星は冬の方が逆によく見えます。星について説明してくれるアマチュアの方がいるので、物だけじゃなくて、インバウンドの旅行者にも対応できるような体験型の商品をホテルと連携して作ってはどうかと思います。

もう1点、大阪市内で大阪ちまきというのがあるのですが、枚方でもちまきを作っておられるところがあるのです。竹で巻いてあり、見た目も立派ですので、食べても美味しいし、友達にプレゼントすると、中々良いねと言われます。これは全て枚方の地産地消でやっておられます。大きな竹で撒いてあり、季節の野菜を入れており、日にち限定で作っておられるから、予約しないと手に入らないのですが、ぜひ利用いただきたいし、これは枚方産商品としてなんとかかなるなと思いました。

【若井委員長】

隠れた知られざる商品ということかと思います。ありがとうございました。

谷本副委員長、ご意見いかがでしょうか。

【谷本副委員長】

目的としては、3ページに書かれているのではないかと思います。市内の事業者にとって、商品開発は資金やアイデアなどの課題があり、なかなか実現が難しい。そのため寄附者の寄附を原資に事業者を支援する制度を構築し、商品開発を支援して、産業間の連携を高め、地域経済のさらなる活性につなげたい、というところに目的があるということで、このクラウドファンディング型ふるさと納税を導入していったらどうですか、ということが答申のポイントになるだろうと感じております。その裏にある課題として、市の課題としては、恐らく5ページに大きく載ってるのではないかなと思います。

まず、寄附額が少ないということで、寄附額の約半分が二つの返礼品で、残りは寄附額が0の返礼品もたくさんあるのだろうという想像のもと、これをもう少し、ふるさと納税の返礼品を増やしたい、増やして特色あるものをもっと増やしたいのだろうなと感じています。特にこの二つの返礼品は、すごいと思う反面、恐らく枚方市に寄附をしたくて検索されているというよりは、これを目的に寄附しているので、他の返礼品に恐らく目が行かないのではないかなと思います。枚方市に他に良い食品や物があっても中々見てもらえないのではないかな、それをなんとか打破したいのではないかなということで、新しい商品を開発したいのだろうと私は思っております。特に私も産業の分野で色々関わらせていただいている身からしますと同じ思いでございまして、特色ある枚方市の商品をどんな分野でも工業でも商業でもサービス業でも出てきてほしいというのが本当の思いでございます。

とはいえ、純粹のクラウドファンディングをする人とふるさと納税をする人は、そもそも目的が違うのではないかなと思っています。クラウドファンディングをする人は、民間の事業者さんに対して寄附というか出資のようなイメージで寄附をして、良い物を作ってほしい、商品ができてほしい、良い会社になってほしいという思いがあり、少し返礼品も返ってきてくれたら嬉しいです、というような思いです。ふるさと納税をする人は、どちらかというと、課税されるならこの商品にとか、この自治体にという思いがあり恐らくふるさと納税

をしてるので、少し違うものを組み合わせようとしてるのです。だから、そこをいかにうまく繋げて、枚方市にあるこの商品に対して税金を納め、枚方市に貢献し、その商品が育ってくれたら嬉しいな、という仕組みにしないといけない。そういうのが理想とする仕組みだと思いますので、うまくこれが定着して本当に知名度が上がれば非常に良い仕組みになるのではないかなと思います。

ただし8ページに成功するためのポイントという民間クラウドファンディングの経験のある事業者さんのヒアリング内容が出ていますけど、これは多分クラウドファンディングを成功するための手法であって、これにプラスアルファとして、やはりふるさと納税ですので、枚方市がどれだけ努力を上乗せできるかが非常に重要ではないかと思ってまして、枚方市がするふるさと納税のクラウドファンディングです、というPR力は非常に効いてくるのかなと思います。普通のクラウドファンディングも含め色々な選択肢がある中で選んでもらわないといけないという部分では、やはり枚方市と我々も含めた関係者の非常に強いPRや努力が必要になってくるのではないかなと少し感じると思います。9ページの資金調達方法やランニングコスト、事業継続性のところは、商工会議所の経営相談や専門家相談、デザインの部分ではクリエイターズクラブというグループがありますので、そうしたところに相談できますし、クラウドファンディングをする前に一度相談されてブラッシュアップし、クラウドファンディングをしてふるさと納税に登録する仕組みを作っていただくのも良いかなと感じるところです。

とはいえ、安田委員が仰いましたけど、実際に開発できなかったらどうするの、というところがやはりあると思いますので、そこは寄附していただく方にも事前にしっかり周知しないといけませんし、資金繰りに困った時に企業さんが大ダメージを被らないように事前にしっかり審査するような仕組み作りも必要になってくるのかなと少し思います。

また、ふるさと納税ですので、枚方市民にいくらPRしても枚方市民は返礼品は受け取れません。クラウドファンディングとはいえ、寄附は市外の方が中心です。だから、枚方市の知名度を上げていく、PRしていく努力が必要です。例えば、枚方市に愛着があるが枚方市外に住む方に転出の機会にふるさと納税の案内を渡す、PRする、メルマガの登録をしてもらい情報発信をするといったPRをして、引き続き枚方市に貢献いただくことが大事なかなと感じております。投資をして事業をしていく中で、やっぱり成功してほしいと思ってますので、そうした意味でまた色々相談しながら進めていけたらいいのかなと思います。

【若井委員長】

ありがとうございます。たくさんの課題をご指摘いただきまして、本当にありがとうございます。

私としましては、11ページに好循環を作りたいとありますが、これが最終目的とされているところだと思います。ただ、そこに至るまでに、まず、ふるさと納税と井ふるさと納税3.0、クラウドファンディングの違いを皆様が理解できるように明快に整理していただきたいのが皆様の大局的なご意見であり、それが理解できて、メリット、デメリットも見えてくるのではないかなということでございます。今回、方向性を整理するということでございますけども、事務局としても、その違いを外部の人にも分かるよう整理していただきたいと思いますので、少し大変ですけどもきちんと整理できれば、後は順調とはいかないでも皆様の協力が得られやすくなっていくのではないかなということでございます。こういうことで答申に向け

て、また一度整理していただきまして、皆様にご理解をいただきたいと思います。

久委員、皆様の意見を聞いてご意見ございますか。

【久委員】

谷本副委員長がうまく整理していただいたと思うのですが、3ページに記載の課題をどう解決するかというところと言うと、私が最初に申し上げたことも重なっていて、多分このふるさと納税を導入しただけでは解決できないのです。ふるさと納税 3.0 を導入することをきっかけに、色々なものを動かしていきながら本来の目的を達成しないといけないと思っています。先ほど安田委員が仰った話で言うと、物作りをされている方は、技術やアイデアをすごい持っておられますが、そこに何か付加価値をもう少しつけていくとなると、アイデアを持っているのはクリエイターさんや、それをいかにその魅力的なデザインに持っていくかはデザイナーさんの仕事で、さらに、その情報発信は物作りの方々が自分でやるのは中々しんどいので、そこはホームページ上で宣伝してくださるとか、何かパッケージにすることによって、みんなが協力し合いながら動いていくわけです。そういうことをきちんと考えておかないと、仕掛けを持ってきました、さあどうぞという話では中々動かないだろうなと思います。私が特に事務局に強調したいのは、市は何をするのかということです。やはり自分たちの役割がどの部分にあるのかというところをもう一度再確認してほしいと思います。

11 ページで先ほど委員長が仰ったように、この絵を描くのは誰でも書けるわけです。これを誰がどうやって動かしていけばこうなる、ということがより具体的に言えないと恐らく動かないと思いますので、そこも運用までに色々詰めていただければ良いのではないかなと期待しておりますし、逆にこのレベルでは少し全体の抽象度がまだ高いので具体的にはこういうことだという形で説明していただきたいです。そこをきちんと説明できるように、事務局はより具体例も含めて説得力のある PR の仕方を考えていただくと、多分乗ってくださる方がどんどん増えてくるのではないかなと期待しています。

【若井委員長】

ありがとうございます。最後に非常に重要な点をご指摘いただきました。これから多くの人を説得できるところまで事務局としてきちんとプランを持っていただきたいと思います。皆様もこういう場合はこうしたことが起きそうだとシミュレーションしていただくことで最終的に目指す道が見えてくるのではないかと思いますので、検討していただきまとめていただければと思います。それが審議会としての案になり、最終着地できるのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その他ございませんか。皆さん、ではこの件につきましては事務局は大変ですけども、重要な点がいくつか指摘されてましたので、よろしくお願いいたします。

無ければ次の案件（２）「市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和について」を議題としたいと思います。資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料 34 をご覧ください。第 7 回枚方市産業振興対策審議会の論点整理としてまとめたものでございます。前回の審議会では、工場立地法にかかる市内事業者の課題についてご議論いただきました。

まず、委員の皆様から出たご意見として、「1. 建替えや増設に取り組むたくても、工場立地法の規制により再投資が進まない現状がある中で、市内企業の市外移転は大変な痛手となるため、早急に対策が必要である。」というものがありました。

事務局としましては、市内企業の操業環境の整備は早急に取り組まなければならない差し迫った課題であると認識しており、工場の周辺環境と十分に調和を図りながら、市内企業の再投資を促進できる仕組みについて検討を進めていきたいと考えております。

若井委員長からは、「枚方市に集積した企業の他地域への転出は、市内産業の空洞化を招来するだけでなく、就業人口の減少は、家族を含めると相当な人口流出となり、市の活力を弱体化させることにつながるため、危機的状況を未然に防ぐうえで、有効な対策が必要である。」と、ご意見をいただいております。

続いて、「2. 工場立地法で議論する緑は、何を目的として確保してもらうのか。気温の低減、景観的な役割、騒音等の緩衝帯、二酸化炭素の吸収など、量だけでなく、質の問題を考えていかなければならない。ガイドラインのようなものを定めるといいと思う。」というご意見をいただきました。

事務局としましては、「本市の工場緑地に関する方針としてガイドラインを策定する必要があると考えています。このあと、資料でご説明させていただきますが、周辺環境に対しては景観上配慮することが望ましいため、ガイドラインには緑地等の有効配置や、敷地外緑地の考え方や環境への配慮としての取組などについて定めていくことを検討したい。」と思っています。事業者にはまず、周辺環境へ配慮に取り組んでいただき、事情がある場合に、周辺以外の地域や市全域の環境対策への取組とするなど、ガイドラインで整理していく考えです。

若井委員長からも、「周辺の生活空間や工場の景観保全など、緑の機能や効用を視点に据えて評価することが重要になりつつあるため、緑地面積率という一元的ではなく、緑の質的充実を図る一定のガイドラインを設け、工場緑地の質的向上を進める必要がある。」とまとめていただいております。

最後に、「3. これから緩和するとなると、これまで守ってきた事業者に対して不公平になる。守ってきた事業者にも配慮して、寄付や保全などでバランスを考えながら対応を考えたいと思う。」というご意見をいただきました。

事務局としましては、「工場緑地の面積割合を引き下げることで、緑化に取り組む必要がなくなるというのではなく、基準を満たせない場合には、敷地外を含めた緑地確保や、引き下げに伴う環境保全活動の実施などの協力と呼び掛けていきたいと思っています。不公平であると感じられることがないように、制度の仕組みについて検討を進めてまいります。

また、委員長からは、「緑地率の緩和は、特定の工場を優遇するものではなく、緩和された緑の面積相当（割合）は、市内の公共空間や教育施設などへ緑機能の寄贈による快適性の向上に貢献できる、代替策に取り組めるようにする必要がある。」とご意見をいただいております。

論点整理は以上でございます。続きまして、資料 35「市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和に関する状況報告書」について説明させていただきます。

資料 35「市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和に関する状況報告書（案）」をご覧ください。

今回の審議会でご報告を予定しておりました、工場立地法で定める緑地規制等が事業活動

に与える影響や課題等を把握するために、工場立地法が適用される市内事業者、市内の特定工場へ調査を行った結果の報告書になります。

この調査報告書は、現時点では案としてこの審議会の資料にあげております。

まず、資料の1ページをご覧ください。「1. はじめに」、「2. 調査の背景・目的」としまして、枚方市の製造業の集積について記載しております。

枚方市は京阪電車開通により郊外型住宅地として発展し、昭和30年代には国道1号枚方バイパスの整備に伴い、沿道には複数の企業団地が造成され、また企業誘致を進めたことにより昭和30～40年代には企業立地が相次ぎました。平成25年の津田サイエンスヒルズの企業立地完了により、枚方市の産業の大きな特色である7つの企業団地が形成されました。現在整備が進められている新名神高速道路や、第二京阪道路、国道1号など主要な幹線道路による交通の利便を生かし、枚方市内には優れた技術を持つ、数多くのものづくり企業が操業しています。また、小松製作所やクボタの基幹工場が所在していることで、協力する中小企業も多数所在し、大手企業の発展とともに各種部品の製造が進み、様々な製造業が事業活動を展開しています。

枚方市内には、工場立地法の施行以前から立地している工場が多く、敷地内での新たな緑化可能な土地の確保が困難なことから、新規事業を展開していくための生産施設の増設や、老朽化した設備の更新等にも支障をきたす状況となっています。

特に工場立地法の適用対象となる規模の工場は、大半が本市の産業の拠点となる工業系の用途地域に立地していますが、そこで工場への再投資が進まないことから、市外への移転や撤退などのリスクも問題となっており、操業しやすい環境整備が喫緊の課題となっています。

こうした状況を背景として、この報告書では工場立地法で定める緑地規制が事業活動に与える影響や課題等を把握するため、工場立地法に基づく届出を行った市内事業者へ調査を実施し、市内企業の既存の工場用地における再投資の促進及び、操業しやすい環境を整備するための基礎資料としてまとめるものです。

2ページと3ページをご覧ください。「3. 枚方市の現況」について、枚方市の製造業について考える観点から記載しております。まず「(1) 産業」として、枚方市の産業につきまして、2ページでは民営の事業所数の推移、3ページでは従業者数の推移を記載しています。

4ページをご覧ください。令和3年の枚方市内産業の大分類別の事業所数、従業者数を記載しています。従業者数の構成比を見ますと、全体では第3次産業の従業者数が大きな割合を占めますが、産業分類別に従業者数の構成比を見ますと、第2次産業の中の「製造業」、第3次産業の中の「卸売業、小売業」、「医療、福祉」が大きな割合を占めています。

5ページをご覧ください。令和3年の枚方市内産業の大分類別の付加価値額を記載したものです。付加価値額は、企業が生産活動によって新たに産み出した価値を数値で表したものになります。このページの下グラフで見ていただく方がわかりやすいですが、枚方市では「医療・福祉」、「製造業」の2つが突出して多くなっています。

6ページをご覧ください。ここでは法人市民税について、法人数及び法人市民税の推移を記載しております。その中でも製造業について、ページの下にある2つの円グラフで見ていただくと、左下の令和4年度の法人数の構成割合を示した円グラフでは、製造業は全体の9.1%ですが、右下の法人市民税調定額による構成割合を示した円グラフでは、製造業が全

体の約5割を占めています。それだけ製造業の税収における貢献度は高く、前のページにありました付加価値額と合わせて考えても、地域経済を引っ張る、けん引力が大きいと考えられます。

7ページをご覧ください。ここでは、枚方市の市街化区域に対応する用途地域の指定状況を記載しています。網掛けをしておりますのが工業系の用途地域である準工業地域・工業地域・工業専用地域で、面積割合では全体の約15.7%となっています。この案件で考えております、枚方市内にある、工場立地法が適用される特定工場は、ほぼこの工業系の用途地域に所在しています。

8ページ、9ページをご覧ください。「4. 工場立地法の概要」について説明しております。工場立地法は工場の立地が周辺的生活環境に配慮しつつ、適正に行われることを目的とした法律で、高度経済成長期を背景に進んだ国内の工業化と、それに起因する公害問題に対する対策として制定されました。一定規模以上の工場について、工場敷地内で設置することができる生産施設の面積割合、そして、敷地内で確保が必要な緑地面積、緑地を含む環境施設面積の割合が決められています。工場立地法の適用以前に建てられた工場には緩和措置が適用されますが、今後建替えや増設を行うごとに段階的に現行法の緑地面積率等に近づける必要があります。

国の定める範囲内において、地域の実情に合わせて見直しができる内容は下の図で見てくださいと、工場の生産施設についての面積割合の基準は、全国一律で変更はできません。ただし、緑地や緑地を含めた環境施設の面積割合につきましては、法律で国が定める範囲内において見直しを行うことが可能です。

10ページをご覧ください。「5. 枚方市内の特定工場の現状」について記載しております。枚方市内には令和3年時点で製造業の事業所が515か所あります。そのうち、工場立地法が適用される規模となる特定工場は40か所になります。40か所の特定工場のうち、工場立地法が適用される前から設置されている工場が約8割になります。

また、枚方市内の特定工場40か所のうち38か所は、都市計画上で工業の利便を増進していく地域となる工業系用途地域である、工業専用地域・工業地域・準工業地域に所在しています。

工場立地法で求められる特定工場敷地内の環境施設面積率・緑地面積率につきましては、工場立地法の適用後に建てられた工場は、法で国の基準としている面積率を満たした上で建てられていますが、工場立地法適用前から操業している既存工場では、環境施設面積率の平均が12.8%、緑地面積率の平均が9.8%と、生産施設の更新ごとに段階的に緑地等を増やされてはいますが国準則まではかなり開きがある状況です。

11ページをご覧ください。ここからは、アンケート調査・ヒアリング調査の結果について記載しております。まず、アンケート調査を枚方市内でこれまでに工場立地法に基づく届出を行った事業者40か所を対象に行いました。郵送又はメールにて回答を受け付け、回答数は31で約8割の回答率でした。また、その特定工場のうち、4か所に直接訪問して、事業活動に与える影響や課題等についてヒアリング調査を実施しました。

12ページからがアンケート調査の結果になります。調査結果につきまして、ポイントを抜粋してご説明させていただきます。

まず問1で、工場立地法が定める緑地の確保等が負担となっているか、又どのような場面で負担になっているかを伺いました。複数回答になりますが、「工場の新增設」や「建替え

時」に7割ほど、また「緑地の維持管理面」で6割ほどが負担を感じておられました。

その下の問2では、工場立地法での緑地規制について、約7割の事業者が工場の新增設・建替えの障害になったことがあるとの回答でした。

問3で、その障害となったときの対応について伺いますと、最も多い回答が「緑地等の確保の仕方を工夫」された対応ですが、他に「生産施設を予定より小規模なものとした」、また、「整備計画を延期」「断念」した、「他の自社工場」や「他社工場」で対応したとの回答がありました。

この「生産施設を予定より小規模なものとした」、「整備計画を延期や断念した」、「他の自社工場や他社工場に対応した」との回答では、市内特定工場の再投資に影響が出ているものと考えられます。

問4は、企業が工場内の緑地等について最も重視する機能についての質問ですが、「CSRの遂行」、「周辺の環境悪化防止」、「美観の向上」が多い回答でした。

問6～問8では、工場立地法での緑地面積、環境施設面積の規制、また、屋上緑地や緑化駐車場といった他のものと重複する緑地についてどれほど緑地として認めるかの参入率に関する今後のあり方について尋ねました。どの質問でも7割から8割の事業者が「緩和すべき」と回答しています。

問9では、緑地面積等の規制が緩和された場合に、いくつかの項目についてどのような変化があると思われるかを尋ねました。「(1)設備投資」については、「増加する」「やや増加する」との回答が、合わせると3分の2ほどでした。「2雇用」「3緑地面積」「4粉塵・悪臭・騒音等の敷地外への拡散」については、いずれも「現状と変化はない」との回答が最も多くなっています。ただ「雇用」につきましては、緑地面積等の緩和によって必ずしも雇用が増えるわけではありませんが、下の「その他」の意見にもありますように、「従業員の減少を抑えることができ」、現在の雇用の確保にはつながると考えられます。

17ページの「5周辺地域との関係」については、すべての事業者が「現状と変化はない」と回答されています。今は多くの企業が積極的に地域貢献や地域との関係性の構築を行っている中で、緑地のことだけをもって周辺地域との関係が変わるものではないと、どの企業もとらえているものと考えられます。

18ページの「7その他の予想される変化」では、自由筆記の回答で、「緑地確保をするために、事業規模を縮小せざるを得ない計画を一部開始できる可能性がある」、特に食品関連の製造業では配慮が必要な異物である虫の発生を抑制することができる、「増改築を検討する段階になれば建築案の幅も広がり検討を行いやすくなる」などの意見がありました。

次に20ページの問11では、特定工場での設備投資計画がある場合、いつ頃を予定されているかを伺い、1年～5年以内、計画はあるが時期は未定、計画はない等回答をいただきました。

問12では、特定工場敷地内の緑地や環境施設の規制基準を緩和する場合に、市町村によっては特定工場へ市内の緑化活動や保全活動への協力をお願いしている事例があり、そのような対応についてのご意見を伺った質問です。アンケート調査に回答された31社のうち10社がこの質問に回答いただきました。「周辺地域の公園等の保全活動」といった協力内容については、回答をいただいた10社の中でも肯定的な意見が多かったです。「緑化整備等に対する寄付」については、回答された事業者が少なく、また、肯定・否定の意見ともに同じ数で賛否がわかれるところでした。

21 ページになりますが、問 13 で、工場立地法の規制に対して自由筆記でご意見を伺いました。緑地率規制の緩和を希望される意見が多くあり、「現行の緑地率 20%の確保が困難」といった回答や、食品用や衛生材用製品を製造しているため、緑化を進めることによる防虫が問題となる、また、緑地以外にも環境や美化に配慮した取り組みはあるのではないかとといった回答をいただきました。

その下に、ヒアリング調査で、事業活動に与える影響や課題等について直接伺いました内容を記載しております。内容を抜粋しますと、工場敷地内に余剰地がない、老朽化施設の建替えや生産能力を上げるための工場設備増設が、緑地の確保が困難であるため進んでいない、また、どの特定工場でも生産施設の増改築を行うたびに、その都度必要となる緑地は確保しておられますが、それを現行基準の 20%まで上げ続けていくことは現実的に難しい、といった実情になります。

22 ページに総括としまして、調査結果のまとめと課題を記載しております。アンケート調査の結果としましては、工場立地法に基づく緑地規制について約 7 割の特定工場で工場の新增設や建替え等の障害となっており、その障害への対応により、市内特定工場の再投資に影響が出ていると考えられます。また、市内の特定工場において、工場立地法での緑地や環境施設の面積規制について、ほとんどの事業者で緩和が望まれています。

ヒアリング調査からも、「工場敷地は狭く余裕がないため、緑地確保が困難」、「工場再編を検討する際、その都度試算して緑地を増やしているが、現行基準の緑地率 20%まで上げることは現実的に難しい」などの結果が得られており、特定工場が今後も本市で継続的に操業して産業を支えていくため、また、市民の雇用を守るために、既存の工場用地における緑地及び環境施設の規制基準の緩和が望まれています。報告書の以降のページは参考資料になります。

続きまして、「資料 36 市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和について」にて、アンケート調査の結果を踏まえた、今後の方向性につきまして説明させていただきます。

まず 2 ページ、「1. 市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和に向けて」をご覧ください。

枚方市の産業における製造業の占める位置づけ、地域経済へのけん引力を踏まえますと、枚方市の地域産業の振興を促進していくためには、市内製造業の工場用地において、老朽化による建替えや生産力・競争力向上に向けた再投資の促進、および操業しやすい環境の整備が必要となっています。

先ほどまで見ていただきました、市内特定工場へのアンケート調査では、市内の特定工場の大半が工業系の用途地域に立地している一方で、工場立地法のつくりが、工場での建替えや生産性向上への再投資を進める時点で緑地の確保が求められるという手順になっており、工場立地法に基づく緑地等の確保が困難であることから、再投資が進みにくい状況になっています。

そこで、市内の工業系の用途地域において、特定工場敷地内の緑地等の面積割合を本市の実情に応じた形で見直すことで、市内企業の再投資の促進、及び操業環境の整備を図るとともに、併せて周辺環境との調和への配慮を求めていきたいと考えております。

3 ページをご覧ください。工場立地法に基づく、特定工場の敷地内の緑地等にかかる面積割合の基準について、あらためて記載させていただきました。

工場立地法に基づく準則、基準で、(1)の国準則では、どこでも一律に緑地 20%以上、

緑地を含む環境施設の面積率 25%以上の確保を必要としています。

(2) としまして、その工場立地法の中で定められている、市町村が条例によって設定できる基準の範囲を記載しております。住宅や商業の用に供される区域では、この基準は変えられませんが、第二種区域や第三種区域とされる、準工業地域や工業専用地域、工業地域では、記載しています範囲内で、緑地面積率、緑地を含めた環境施設面積率の見直しが可能とされています。特定工場の敷地内の緑地等にかかる面積割合につきまして、枚方市内の特定工場が立地している、都市計画上の用途地域の特徴を踏まえて、工業系の用途地域において本市の実情に応じた形で見直しを検討していきたいと考えております。

4 ページで「緑地の有効配置」と記載しておりますが、工場立地による周辺環境への影響を緩和するため、工場の緑地について、景観上の配慮をすることが望ましいと考えております。物理的・心理的な緩衝効果を持たせるように、工場敷地が周囲と接する外周部、外部の道と接する部分を主とする緑地の植栽、配置等をガイドラインにて促していきたいと考えております。また、準工業地域においては住宅と工場が隣接し共存する地域が多く存在することから、さらにそうした工夫を促したいと考えております。

5 ページをご覧ください。「敷地外緑地の適用に係る基準」としまして、建替えや設備更新を行う際に、準則で確保が必要となる緑地又は環境施設の面積を、その工場の敷地内で最大限努力してもなお、工場の敷地内に確保できない事情がある場合、その分の緑地等の確保をするため、その工場の近隣である敷地外で緑地整備を行い確保することに関して、市町村が基準を制定することでその運用が可能となるため、一定の要件のもと、敷地外緑地の適用を認めることも検討します。ただし、大前提として、まずその工場の敷地内で、再投資を行う際に新たに必要となる緑地等を確保していただくことは変わりません。

6 ページで「環境に配慮した取組」として記載させていただいています。前提として、工場緑地の面積率の見直しを行う上で、特定工場に現在ある分の緑地は維持していただき、また、今後は緑化に取り組む必要がなくなるというものではないと考えております。

また、見直しされた緑地面積率等を満たしていない特定工場は、まず緩和された基準を満たすことに段階的に取り組んでいただきます。

その見直しされた緑地面積率等の基準を満たした特定工場が、生産施設の更新や新設等を行うにあたり、新たに整備が必要な緑地面積等の算出において、緩和された緑地面積率等の基準の適用を受けようとする場合、特定工場の周辺環境に配慮する観点から、まず工場の周辺の環境へ配慮した取組み、事情がある場合には周辺以外の地域や、市全域での環境対策への協力を呼び掛けていきたいと考えております。参考例としまして、アダプトプログラムや保全活動への寄付、里山保全活動などがあげられます。

この審議会では、市内企業の再投資の促進及び周辺環境との調和につきまして、資料にてご提示させていただきました方向性について、産業基盤の振興、発展を視野にいてご議論いただきたいと考えております。案件資料のご説明は以上になります。

【若井委員長】

ありがとうございます。前回、審議会の意見まとめと、今回、報告書案として状況報告書案を資料 35 として配られています。それをもう少しまとめて、市の考え方を受けたのが資料 36 となっております。

50 年ほど前にできた工場立地法を未だに引きずっているという苦しい事情はありますが、

今回、枚方市内の企業立地を見ていますと、きちんと用途地域に従って工場が立地しているという大きな特徴があります。その中で、企業は設備投資をして最新の技術を取り入れながら生産性を高めていきたいという事情が常にあります。それに応えられない、制約となっている特定工場の緑地率について、なんとかならないかという声が地元企業から枚方市に限らず日本全国で起こっている中です。昔の工場のイメージと違って、今の工場は随分変化しております。その中で、居住環境と操業環境の両方のバランスをどうとるか。私の見方とすれば、工場と周辺地域は敵対関係ではなく、1つの地域コミュニティを作ってるという考えを持っています。ただ、大きな法律がございますので、その辺をどのようにしていきたいかが只今の資料説明であったと思います。こうした点につきまして、資料並びに報告書を受けまして皆様にご意見をいただきたいと思います。まず、ご専門の久委員から、ご意見をお願いしたいと思います。

【久委員】

工場が建替えられないから規制を緩くするという考え方ではなく、都市環境の整備をお願いしてる側からしても、一律に同じような面積を取っていただくというのは厳しすぎるのではないかと思います。だから、全体のトーンが、まさしくその資料 36 とか、あるいは今日のテーマにありますように、企業の再投資を促進することと周辺環境をどのように整えていくかというバランスの中で、もう一度その基準を見直してみましようという考え方になってほしいです。工場側のご意見をお聞きして、厳しいから建替えられませんかという話が出てくるのですが、一方で、もう一度その敷地の状況であったり、地域の特徴をきめ細かく見ていく中で、基準をもう一度再整理していきますというように整えていただきたいと思います。

その時に、私が前回からこだわってる、何のために緑を取ってもらっているのですかというところが、その評価の観点で入らないと、一律に面積だけではないですよという話に繋がっていかない。具体的に言うなら、資料 36 の 3 ページがわかりやすいのですが、緑地の面積をどれだけ取りなさいというだけではなくて、環境施設としてどれだけ取りましようとか、あるいは他のところと重なってもいいので、駐車場や屋上に重複緑地という形で半分は入れられるわけです。こういう組み合わせの中でどのような基準が 1 番ふさわしいのかというのを時間をかけて検討し直しますというのが、今回の答申の 1 番の最後の答えだと思いますので、そこを書いてほしいと思っています。

これは次のステップの話ですが、例えば具体的に言うと、この近所の摂津市の南側、鳥飼地域は工場や倉庫が多いですが、そこで新築の図面を拝見して、直接設計者の方とやり取りをするという場面で私は仕事をしています。よく出てくるのは、例えば工場や倉庫で、その全面通り側にほとんど緑が入っていないという図面が出てきた時に、大型車両が入ってくるのでコンクリートとアスファルトでしっかりと舗装しておかないと困りますといつも言われます。私が、いつも設計者の方とやり取りをする中で、少し待ってください、大型トラックのいわゆる軌跡を書いてくださいとお話しします。そうすると、全てのところにトラックが乗り込むわけではなく、こういうところに隙間ができますね、こうしたところに緑を入れていただけますねという、きめ細かなアドバイスをします。ですから、これは次年度以降の話ですが、一度、ある敷地、非常に厳しそうな敷地をモデルにして、本当にどれぐらいだったら緑を取ってもらえるのだろうかというのを、きちんとシミュレーションしたらいいと思います。そうすると、ここまでは取れますね、取れない分は屋上や駐車場で取ってもらえる

ことができるのではないかとかといった具体例が出てくると、より分かりやすい基準になっていくと思います。さらに、今日の説明の中でも景観という話が出てきました。景観だと、周辺にカイヅカイブキのような針葉樹をずっと並べて密植していただくと、景観的には緑がいっぱいに見えてきます。おそらくそれを取っただけでも5パーセントは行くと私は推測しています。ですから、それほど無理なことではなく、5パーセントとか10パーセントはいけるのではないかと肌感覚で思います。それをシミュレーションしてほしいです。そうした、きめ細かな基準作りを準則や条例などを使いながら、もう少しきめ細かく行う必要があり、来年度以降はそれを行っていきますというような結論の出し方にさせていただくと、工業系の方以外の市民の方も納得度が上がってくると思いますので、まとめ方を工夫していただき、次年度以降はきめ細かなシミュレーションも含めて行っていただくと、敷地外で頑張ってもらうところまでいかななくても、いい線にいけるのではないかと思います。

【若井委員長】

ありがとうございました。負い目を感じるのではなく、発想を逆転し、地域の環境も大事にしていきたいと思います。具体的にはすぐには整理できないと思いますが、方向性は今委員が仰られた中に十分含まれていると思いますので、ぜひ考えていただけたらと思います。それと関連しまして、安田委員の方から現場の意見をお伺いできますか。

【安田委員】

今回は、工場立地法の話ですが、企業側も緑を増やす、また、それだけでなくゼロカーボンの問題など色々なことに一生懸命取り組んできてはいます。ただ、この工場立地法だけの問題ではなくて、建築法の問題なども重なっていて、地震対策で柱が太くなっているというのもありますし、生産設備の方も高速化になり、機械が大きくなっており、同じ敷地の中に置ける台数が減ってきているということもあります。

だから、片方だけを見てもらっても困るということは確かにあります。ただ、企業側は色んなことで何ができる範囲かを考え、駐車場を緑化する、工場の屋根に緑を持ってくる、それから地域活動にも参加するということは、CSRのことも含めてかなり参加している状況です。特に自社の関係でいうと、親企業からサプライヤーも含めてゼロカーボンへ取り組みましょうという体制も取っていかないといけなくなっているという状況を含めると、しっかりと企業側もそうした活動はやっています。ただ、工場立地法だけではなく、違う法律や、その他のところでも面積的なところの負荷がかかっているのも、やはりその辺では、今回少しでも緩和してもらえるというのはありがたい話ではあります。ただ、先ほど言われたように、持っていく方、工場は全部悪いという話になられるのは問題だということはあるので、確かにどのように緑が必要かということも要るかと思います。そういうまとめ方をさせていただけるのであればと思います。

【若井委員長】

ありがとうございます。企業側も色々考えて行動されているということが、よくわかりました。そうしたことをきちんと受け止められるように整理していきたいと思っています。安村委員いかがでしょうか。

【安村委員】

緑化とか工場の中というのは市民がなかなか見れないところでして、時々見ると、大きなところはやはりきちんとされているというのがよくわかります。工場立地法が制定される前から操業されている工場でしたら、さらに生産を促進させないといけないので、新しい設備にする時には難しいのだろうと思っています。その葛藤が大変だと思います。

【若井委員長】

まさに、その葛藤が大変ですね。上山委員いかがでしょうか。

【上山委員】

今までの話を聞いていて、私は緑化に携わる農業でもありますし、造園業もやっておりますので、貴重な話をお伺いしたと思っています。工場の緑の維持管理もさせていただいており、アドバイスを求められる時もあるので、今のお話を参考にまたアドバイスできるところはやっていきたいと思っています。

【若井委員長】

ありがとうございました。それでは中口委員いかがでしょうか。

【中口委員】

私はコミュニティから出ているのですが、仰られているように、そこにお住まいの方もおられますので、その工場のある地域のコミュニティと協力をしながらやっていってほしいと思います。資料に準工と工業専用地域・工業地域とありますが、これらについては工場誘致というか、工場のための土地だと思います。そのため、その辺については緩和を何とか。それで、その緩和をする代わりに、今言ってますように、地域コミュニティに協力をして色々な行事、私どもでしたら天野川の清掃など色々行っていますので、その辺に参加をしていただくとか、また、そういう行事に対しての寄付とか人員の確保など、そういったことをしていただいたらいいのではないかと思います。

【若井委員長】

ありがとうございます。まさにお話されたことが、調和というところの実践的な部分になるのかと思います。では、橘内委員いかがでしょうか。

【橘内委員】

色々な話を聞かせてもらい、皆さん本当にありがとうございます。色々日頃からやってもらい、本当に勉強になることばかりで、皆さんの協力のもと頑張っていきたいと思いますので、また今後ともよろしくお願いします。

【若井委員長】

ありがとうございました。永濱委員いかがでしょうか。

【永濱委員】

規制の話なので難しいところがありますが、内容の中に工夫をすればいいというように言葉が出ていたので、ただただ緑を植えるのではなくて、やはり工夫をするというようにして緩和していただければ、こうでないダメですよじゃなくて、工夫をすればオッケーですというような仕組みを作っていただけたら、より良くなっていくのではないかなと思います。

【若井委員長】

そうした意味では、先ほど久委員から、具体的に摂津市の話もありましたね。色々考え方や工夫の仕方があると思います。最後に谷本副委員長いかがでしょうか。

【谷本副委員長】

前回まで緑の質というか、緑に対する意見をたくさんいただいていて、今回、工場の設備更新、再投資というところに視点が移っていて、どちらの視点も当然大事で必要で、そのバランスがうまく取れるところに落とし込めたら1番いいのだろうなと思っていました。

久委員が仰られたように、工場の方々は、再投資するとか、設置、拡張するとか、設備更新をすることについて工場のプロですけれど、緑を植えるプロの方々ではないので、敷地をいかに上手に使うかという専門家だったりデザイナーだったり、そういう方と、上手く市や我々が工場の方とマッチングして、限られた土地を有効に活用して、工場も緑もという部分を満たしていけたら非常に有益になっていくのではないかと少し感じました。

そうした中でも、やはり規制というか、このパーセンテージは、やはり緩和をできるだけ緩くしていただいて生産力が向上するような、市内の産業が活発化するようなところは、ぜひやっていただきたいというようには感じます。

【若井委員長】

ありがとうございました。皆様の意見を聞いていまして、工場立地法から発想があって、そこを出発点とされていますから、久委員が仰られたように、相手を納得、説得できるロジックが出てきづらいということです。少し発想転換などを考えていただいて、町を良くする、人々の生活を良くする、そのために工場はどうあるべきか、そういう時に緑という1つの機能をどう位置付けていくのかということを考えていくと、数字そのものでこだわるというよりも、そちらの方から考えるというのが今の時代あるいはこれからの時代の流れかなと思いますので、ちょっと時間的に厳しいですけれども、整理していただいて、少し見方を変えた発想の流れを盛り込んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。皆様ありがとうございました。それでは案件（3）「その他」について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは資料37 今後のスケジュールをご覧ください。ニューノーマル時代における本市の産業のあり方についてご審議いただくため、令和4年4月の第1回審議会において諮問させていただいてから、住工共生、地域活性化支援センターの利用環境の充実、プレミアム付商品券、公設市場サンパークなどにつきまして、商工業を中心に、個別具体的にご審議をいただきました。令和5年度からは、観光・農業・地域コミュニティに分野を拡充し、ふるさ

と納税を活用した商品開発支援・工場立地法にかかる見直しなどをご議論いただいております。この間３年度にわたって８回の審議会を開催してまいりました。

最終、今年度中にこの審議会としての答申をいただく必要がありますので、次回２月の第９回審議会では、答申書案について、最終の意見調整を行う場とさせていただきたいと思っております。

なお、答申をいただきましたら、本審議会は終了させていただくことになります。

今後大きな経済変動など諮問の必要性が生じた場合には、委員構成を見直した上で、改めて委嘱をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。説明は以上です。

【若井委員長】

ありがとうございました。ただいま事務局のご説明について皆様からご意見ございますか。

＜意見なし＞

【若井委員長】

それでは、本日の案件は全て終了いたしましたので、以上をもちまして第８回枚方市産業振興対策審議会を閉会させていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたり本審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上